

コロナ休校非常勤講師の授業時数分は保障されます

府教委は、4月3日付で「新型コロナウイルス感染症にかかる服務について(教職企第1047号)」を府立学校校長・准校長宛てに通知しました。府立学校の臨時休業が5月6日まで延長したことに伴うもので、3月4日付の服務に関する通知から大きな変更はありませんが、現場から、生徒・職員、その家族の感染予防にたった対応を求める声が多く寄せられています。また「政府が緊急事態宣言の発令で調整」との報道があり、情勢は流動的です。府高教は引き続き、現場の実態・要求を集約し、生徒・教職員とその家族の健康を守る立場から府教委の適切な対応を求め折衝を強めます。

◎服務について ※非常勤補助員・非常勤講師も同様の扱い

(1)臨時休業期間	通常勤務
(2)感染した教職員	職免
(3)教職員が停留の対象となった場合	職免
(4)教職員・家族等が感染のおそれがある場合	職免 保健所等から外出自粛等の要請を受けた場合、発熱等の風邪症状により、勤務しないことがやむを得ないと認められる場合
(5)児童生徒等の感染確認による臨時休業	職免
(6)児童生徒等が濃厚接触者として確認されたことによる一部休業	職免
(7)学校の臨時休業等により子の世話が必要になった場合	職免

◎非常勤講師の勤務について

○非常勤講師の授業時数分は保障されます

通知では、「非常勤講師に授業時間(コマ)が割り振られている場合にあっては、定期考査試験の問題作成、採点、成績入力処理、成績判定に関わる会議、年度当初(学期当初)に必要な授業計画等に関する打合せ会議や補習など、校長・准校長が授業に準じるものとして命じた業務に従事」と例示されていますが、府教委は、例示以外にも教材準備や課題の作成・評価なども含まれるとしています。

○勤務時間の割り振りは変更できます。

必ずしも時間割通りに出勤するだけでなく、授業コマ数の範囲内で「割り振り変更」が可能です。通勤にかかる手当の扱いも現行通り変更はありません。

感染予防の観点から、非常勤教職員の自宅待機や在宅勤務を認めること、また部活指導員など含め非常勤教職員全員の休業補償が必要であり、府教委に対し、求めています。

／＼ **みんなの力で要求実現！** あなたも府高教へ！ ／＼